

資料編

1 墨田区バリアフリー推進協議会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、墨田区におけるバリアフリー事業を推進することを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4及び第26条に基づき、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区バリアフリー推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成及びその実施に関すること。
- (2)バリアフリー推進に係る施策の協議及び調整に関すること。
- (3)特定事業の進捗状況等に関すること。
- (4)前3号に掲げるもののほか、区長が認めること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1)学識経験者
- (2)関係事業者
- (3)区内団体代表者
- (4)関係行政機関
- (5)前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進協議会の委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 推進協議会の事務局は、福祉部地域福祉課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月28日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。



2 墨田区バリアフリー推進協議会 委員名簿

| 区分 | 所属 | 委員役職 | |
|-------|---------------------|-------------------------------|------|
| 経験者 | 茨城大学 | 名誉教授 | |
| 関係事業者 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 千葉支社企画総務部経営戦略ユニット マネージャー | 委嘱委員 |
| | 東武鉄道株式会社 | 鉄道事業本部 事業戦略部課長 | |
| | 京成電鉄株式会社 | 計画管理部鉄道企画担当 課長 | |
| | 東京地下鉄株式会社 | 鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | |
| | 東京都交通局（地下鉄） | 東京都交通局総務部 技術調整担当課長 | |
| | 東京都交通局（バス） | 東京都交通局自動車部 事業改善担当課長 | |
| | 京成バス株式会社 | 取締役営業部長 | |
| | 京成バス東京株式会社 | 営業部業務課課長補佐 | |
| | 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 | 業務部長 | |
| 管理者 | 国土交通省東京国道事務所 | 交通対策課建設専門官 | 任命委員 |
| | 東京都建設局第五建設事務所 | 補修課長 | |
| 管理者 | 本所警察署 | 交通課長 | |
| | 向島警察署 | 交通課長 | |
| 区内団体 | 墨田区町会・自治会連合会 | 副会長 | |
| | 墨田区老人クラブ連合会 | 会長 | |
| | 墨田区障害者団体連合会 | 副会長 | |
| | 墨田区商店街連合会 | 事務局長 | |
| 機関行政 | 国土交通省関東運輸局 | 交通政策部共生社会推進課長 | |
| | 東京都都市整備局都市基盤部 | 交通政策担当課長 | |
| 墨田区 | 福祉部 | 福祉部長 | 任命委員 |
| | 子ども・子育て支援部 | 子ども・子育て支援部長 | |
| | 都市計画部 | 都市計画部長 | |
| | | 都市計画部参事 | |
| | 都市整備部 | 都市整備部長 | |
| | 立体化・まちづくり推進担当 | 立体化・まちづくり推進担当部長 | |

3 墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 名簿

| 委員所属 |
|-------------------|
| 公共施設マネジメント推進課 |
| すみだ人権同和・男女共同参画事務所 |
| 障害者福祉課 |
| 高齢者福祉課 |
| 子育て支援課 |
| 子育て支援総合センター |
| 都市計画課 |
| 都市整備課 |
| 土木管理課 |
| 道路・橋りょう課 |
| 公園課 |
| 立体化推進課 |
| 拠点整備課 |
| まちづくり調整課 |
| 庶務課 |
| 指導室 |

4 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想 策定経緯

| 日程 | 会議名 | 主な議題 | |
|------------------|---|------|--|
| 令和6年 7月3日（水） | 令和6年度第1回 (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 | 報告 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定 |
| | | 協議 | (1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業 |
| 7月9日（火） | 令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会 | 報告 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定 |
| | | 協議 | (1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業 |
| 7月16日（火） | 令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部 | 報告 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定 |
| | | 協議 | (1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業 |
| 8月5日（月） | 令和6年度第1回 墨田区バリアフリー推進協議会 | 報告 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の策定 |
| | | 協議 | (1)地区別の評価 (2)住民参加と意見反映のための事業 |
| 12月3日（火） | 令和6年度第2回 (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 | 報告 | (1)住民参加と意見反映のための取組 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方 |
| 12月6日（金） | 令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会 | 報告 | (1)住民参加と意見反映のための取組 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方 |
| 12月17日（火） | 令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部 | 報告 | (1)住民参加と意見反映のための取組 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方 |
| 令和7年 1月24日（金） | 令和6年度第2回 墨田区バリアフリー推進協議会 | 報告 | (1)住民参加と意見反映のための取組 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の理念・方針 (2)地区設定の考え方及び重点整備地区候補地 (3)まち歩き点検 |
| 4月11日（金） | 令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進協議会 | 報告 | (1)令和6年度墨田区バリアフリー推進協議会の実施内容 |
| | | 協議 | (1)重点整備地区の選定 (2)まち歩き点検の実施 (3)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想（骨子案） |
| 6月17日（火） | 令和7年度第1回 (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 | 報告 | (1)墨田区バリアフリー基本構想等の策定 (2)まち歩き点検の実施結果 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針（マスター・プラン） (2)バリアフリー事業調査の結果と特定事業（案） |
| 7月2日（火） | 令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会 | 報告 | (1)墨田区バリアフリー基本構想等の策定 (2)まち歩き点検の実施結果 |
| | | 協議 | (1) (仮称) 墨田区移動等円滑化促進方針（マスター・プラン） (2)バリアフリー事業調査の結果と特定事業（案） |

| 日程 | 会議名 | 主な議題 | |
|-----------------|--|------|---|
| 7月15日(火) | 令和7年度第1回 墨田区バリアフリー推進本部 | 報告 | (1)まち歩き点検の実施結果 |
| | | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(骨子案) |
| 7月29日(火) | 令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進協議会 | 報告 | (1)まち歩き点検の実施結果 |
| | | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(骨子案) |
| 10月17日(金) | 令和7年度第2回 (仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想(素案) ア 移動等円滑化促進方針における「ハード面のバリアフリーの推進」及び「当事者参画の視点」 イ バリアフリー基本構想における「重点整備地区の課題」 |
| 10月30日(木) | 令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部幹事会 | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の素案 |
| 11月11日(火) | 令和7年度第2回 墨田区バリアフリー推進本部 | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本の素案 |
| 11月13日(木) | 令和7年度第3回 墨田区バリアフリー推進協議会 | 協議 | (1)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の素案 ア 移動等円滑化促進方針における「当事者参画の視点」 イ バリアフリー基本構想における「重点整備地区の課題、バリアフリー事業の方針及び特定事業」 ウ 連続性のあるバリアフリー事業に向けた取組 (2)(仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想の概要版(案) |
| 令和8年 2月●日(●) | 令和7年度第3回 (仮称)墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想策定作業部会 | 報告 | (1) |
| | | 協議 | (1) |

5 区民アンケート等 調査結果

①区民アンケート調査

| | |
|------|---|
| 目的 | 広く区民のバリアフリーに関する実態や関心、意向を把握・分析し、基本構想等の策定及び今後のバリアフリー施策の展開の基礎資料とするために実施 |
| 実施時期 | 令和6年9月27日（金）～10月21日（月） |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送・web回収併用 |
| 調査対象 | 住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の墨田区民2,000件 (北部:1,000件、南部:1,000件) |
| 回収結果 | 566件(回収率28.3%、宛先不明を除く回収率28.6%) 郵送回答 375件、web回答 191件 (北部:300件、南部:263件、町名未回答:3件) |
| 主な設問 | I 回答者自身について II 区内の各施設の利用について III 障害者差別解消法と心のバリアフリーについて IV 区が行うバリアフリーの取組について |
| 主な結果 | ・各施設の利用のしやすさに対する評価は、概ね半数程度が満足しているものの、駅施設や保健・医療施設で満足度が低い箇所がみられる。 ・住まい、駅、バス停周辺の歩道や横断歩道に関する課題としては、「歩道を通行する自転車」の回答が最も多い。 ・心のバリアフリー等の用語の認知度は約5割～6割である。 |

【主な結果（抜粋）】

ア) 区内の各施設の利用について

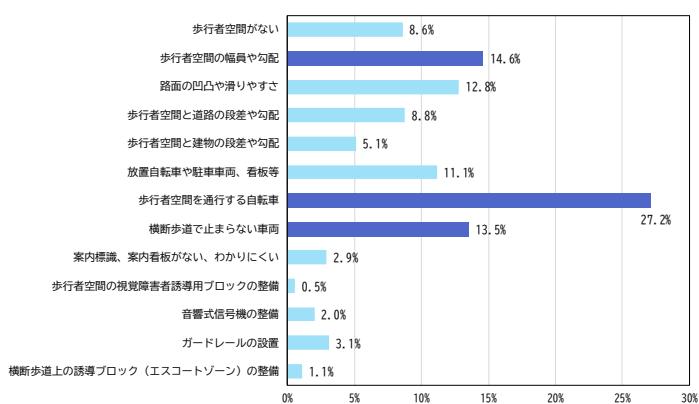
- 利用のしやすさ等に対する評価は、概ね半数程度が満足しているが、駅設備や保健・医療施設では満足度が低い傾向にある。

【鉄道駅】

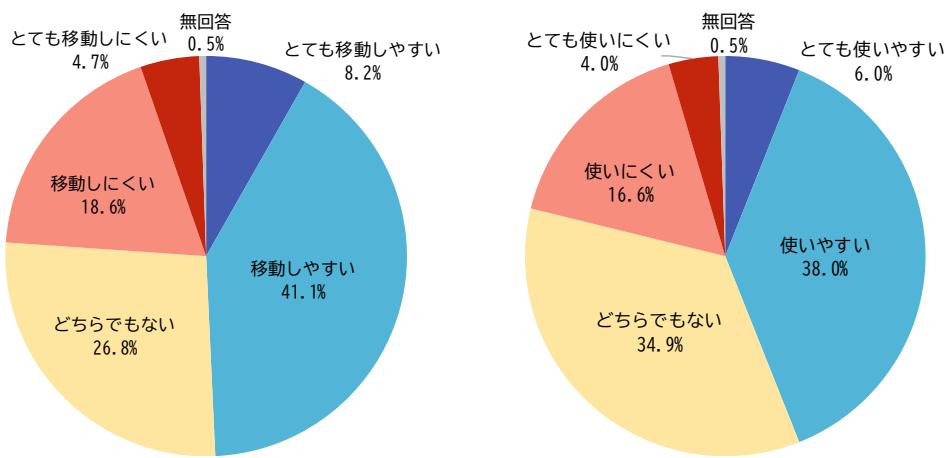
■最もよく利用する駅 (N=566)

| 駅名 | 件数 | 割合 |
|-----------------------|----|-------|
| 両国駅 (JR) | 46 | 8.1% |
| 両国駅 (都営地下鉄) | 34 | 6.0% |
| 錦糸町駅 (JR) | 91 | 16.1% |
| 錦糸町駅 (東京メトロ) | 17 | 3.0% |
| 押上駅 (都営地下鉄、京成電鉄、東武鉄道) | 91 | 16.1% |
| 本所吾妻橋駅 (都営地下鉄) | 36 | 6.4% |
| 菊川駅 (都営地下鉄) | 30 | 5.3% |
| 八広駅 (京成電鉄) | 31 | 5.5% |
| 曳舟駅 (東武鉄道) | 45 | 8.0% |
| 京成曳舟駅 (京成電鉄) | 31 | 5.5% |
| とうきょうスカイツリー駅 (東武鉄道) | 5 | 0.9% |
| 東向島駅 (東武鉄道) | 29 | 5.1% |
| 錦ヶ洲駅 (東武鉄道) | 27 | 4.8% |
| 小岩井駅 (東武鉄道) | 15 | 2.7% |
| 東あずま駅 (東武鉄道) | 20 | 3.5% |
| 駅は利用しない | 16 | 2.8% |
| 無回答 | 2 | 0.4% |

■駅周辺の歩行者空間について課題や気になること (N=539 複数回答)

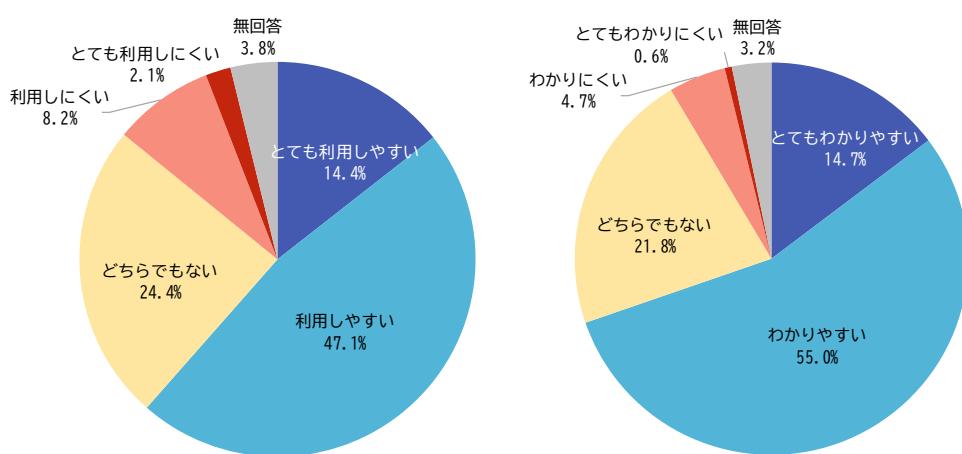


■駅に対する評価 (N=548) ※「駅は利用しない」と回答した方、無回答を除く
駅周辺の歩行者空間から駅構内への移動 駅のトイレやエレベーターなどの設備の使いやすさ



【バス停・バス車両】

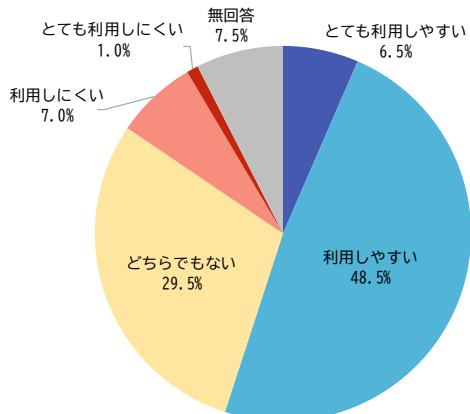
■バスの停留所等に対する評価 (N=340) ※「路線バスは利用しない」と回答した方、無回答を除く
バスの停留所や乗降、車内の利用 行先案内等の表示や放送



【タクシー】

■タクシーに対する評価 (N=200)

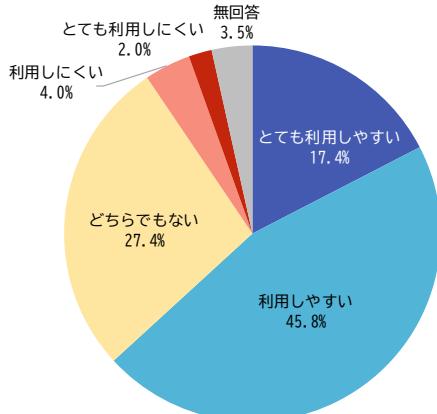
※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点（乗降時、車内スペース等）
からの利用のしやすさ



【区立公園】

■区立公園に対する評価 (N=201)

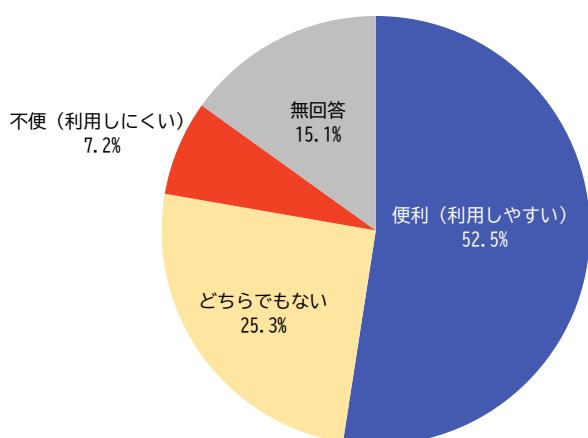
※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点（園路の段差、設備の使いやすさ等）
からの利用のしやすさ



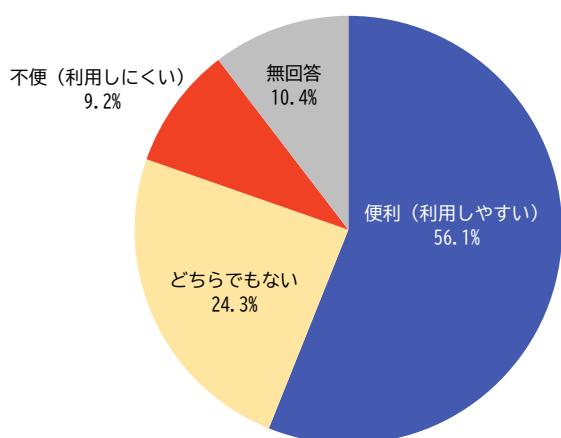
【公共施設等】

■公共施設等の利用しやすさ・便利さ

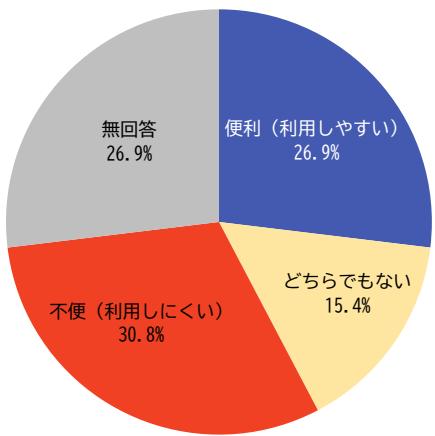
墨田区役所・出張所 (N=265)



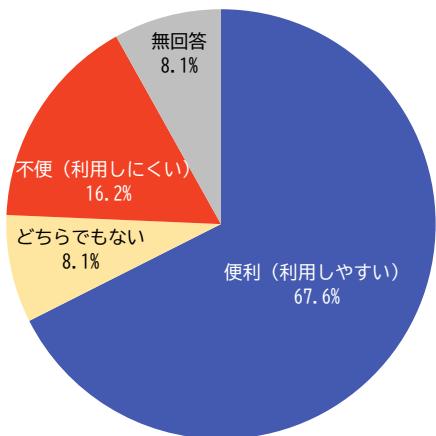
図書館 (N=173)



保健・医療施設 (N=52)



子ども・子育て施設 (N=37)



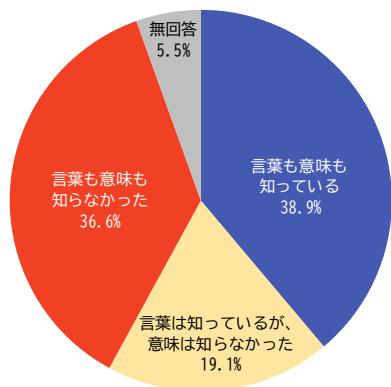
※すみだ保健子育て総合センターに統合される本所・
向島保健センターを除く回答は、便利：35.3%、
どちらでもない：14.7%、不便：11.8%、無回答：38.2%

イ) 障害者差別解消法と心のバリアフリーについて

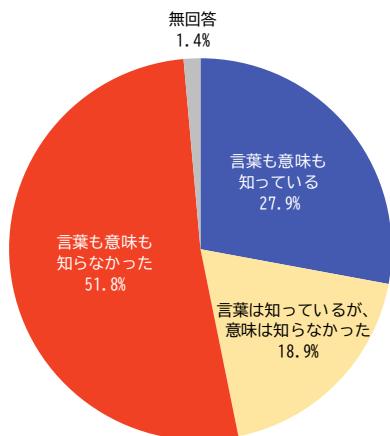
- 各用語の認知度は約5割～6割であり、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約3割～4割である。
- 職場等での合理的配慮の提供について、対応しているとの回答は約3割である。
- 困っている方等に対する手助けは約9割の方が経験をしており、特に「電車やバスで席を譲った」、「行き先が分からず人を道案内した」が多い。一方で、声掛けや手助けをためらったことがある方の2割が「何を手助けしてよいかがわからなかった」と回答している。
- 心のバリアフリーを広めるために必要な取組として、「学校教育と連携した学習機会の創出」、「区や国・都などの取組の広報・情報発信」、「SNSを利用した情報発信」に対する意見が多い。

■バリアフリーに関する用語の認知度等 (N=566)

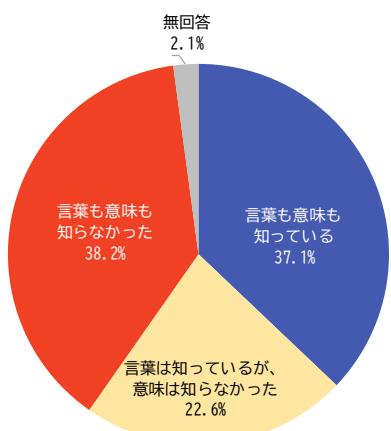
障害者差別解消法における「不当な差別的取扱いの禁止」



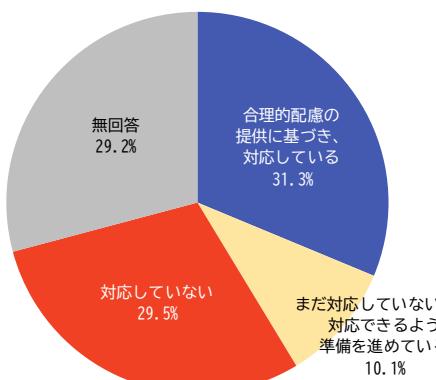
障害者差別解消法における「合理的配慮の提供」



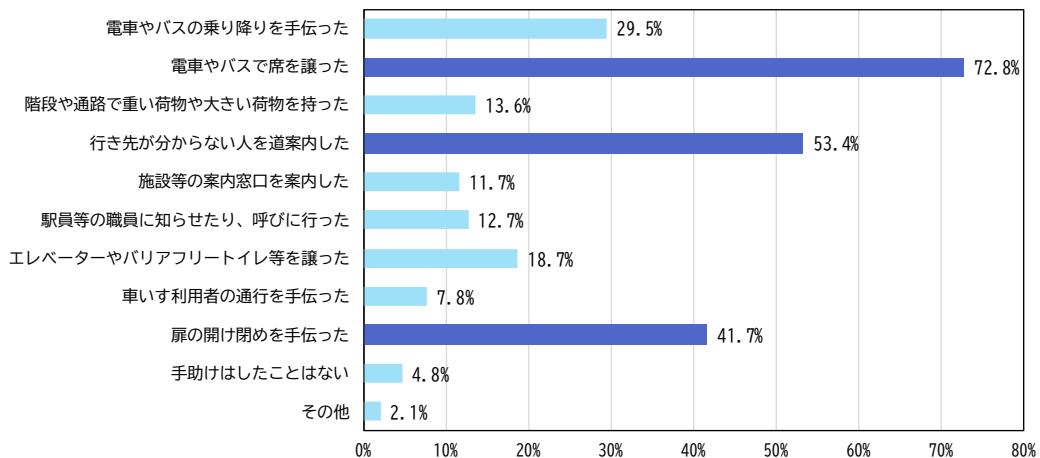
心のバリアフリー



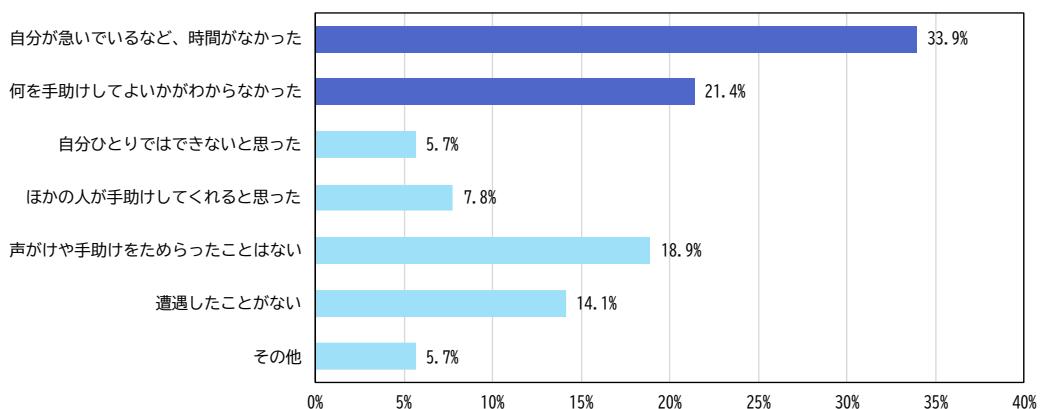
「合理的配慮の提供」の職場等での周知や取組状況



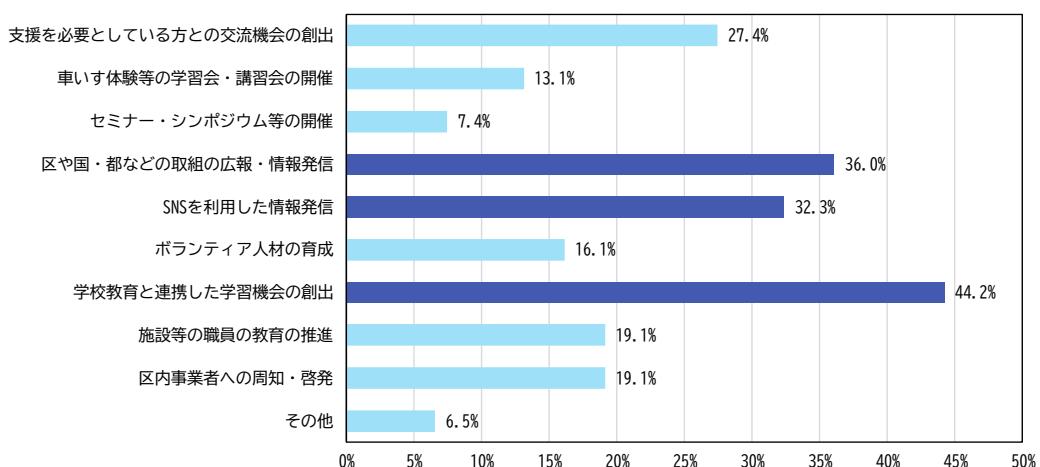
■困っている方や支援を必要としている方に対する手助けの経験 (N=566 複数回答)



■困っている方や支援を必要としている方に対して、手助けをためらった理由 (N=566 複数回答)



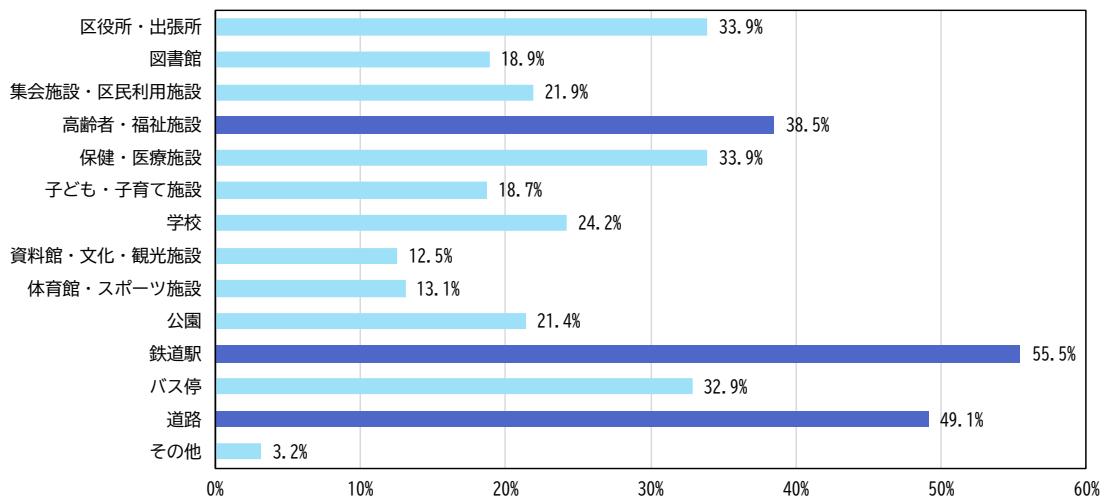
■心のバリアフリーを広める・理解を深めるために必要な取組 (N=566 複数回答)



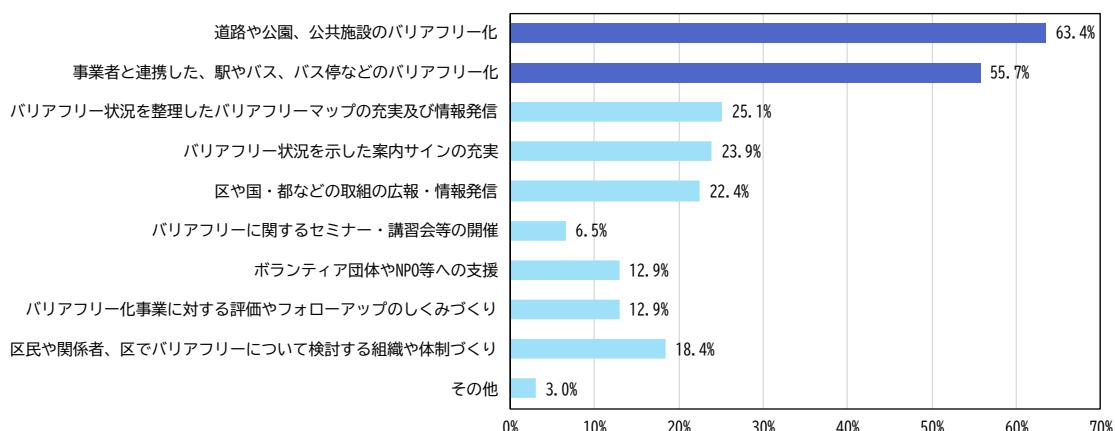
ウ) 区が行うバリアフリーの取組について

- ・重点的にバリアフリー化をすべき施設としては、「鉄道駅」、「道路」、「高齢者・福祉施設」の順番で多い。
- ・区が行うべき役割としては、「道路や公園、公共施設のバリアフリー化」、「事業者と連携した、駅やバス、バス停などのバリアフリー化」が多い。

■重点的にバリアフリー化をすべき施設 (N=566 複数回答)



■区内のバリアフリー化を進めていく上で区が行うべき役割 (N=566 複数回答)



②子ども向けアンケート調査

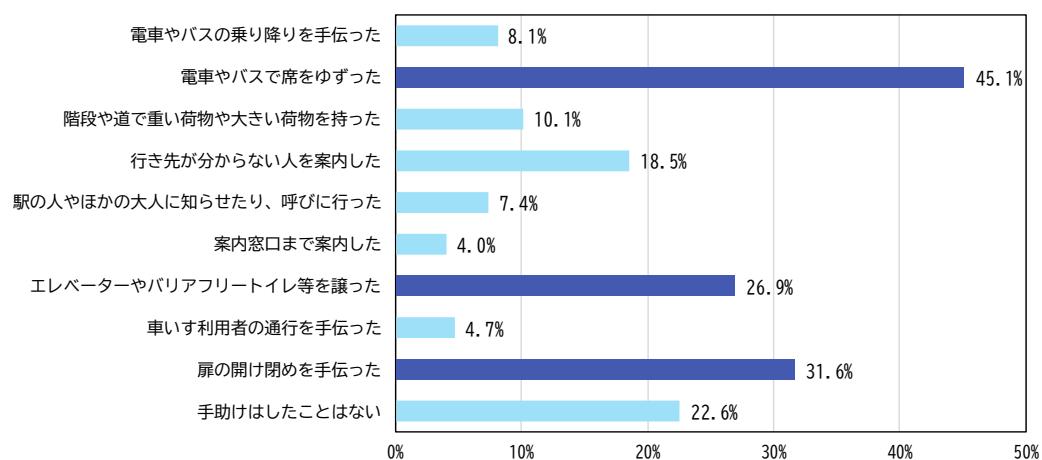
| | |
|------|--|
| 目的 | 心のバリアフリーに関する用語やサインの認知度、手助けの経験等を把握するために実施 |
| 実施時期 | 令和6年10月中旬～11月上旬 |
| 調査方法 | 紙配布、紙回収 |
| 調査対象 | 区内の小学校児童、児童館等利用者（6歳～18歳まで） 厚生課（現：地域福祉課）所管事業等に関係が深い北部と南部の施設等を対象に実施 |
| 回収結果 | 297件 梅若小学校57件、中川児童館93件、江東橋児童館66件、興望館81件 |
| 主な設問 | ・用語の認知度 ・困っている方への手助けの経験、心のバリアフリーの取組への意見 ・心のバリアフリーに関するマーク、サインの認知度 |

【主な結果（抜粋）】

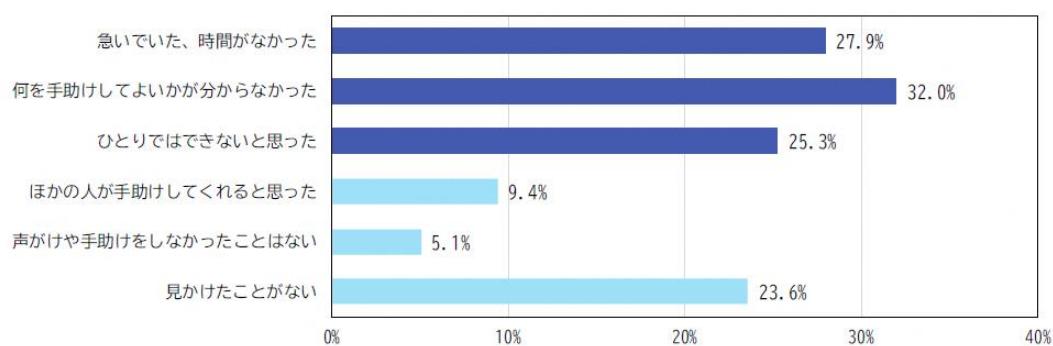
ア) 困っている方への手助けの経験、心のバリアフリーの取組への意見について

- 困っている方等に対する手助けは約8割の子どもが経験をしており、特に「電車やバスで席を譲った」、「扉の開け閉めを手伝った」等の項目が多い。一方で、困っている方等の手助けができなかつた理由としては約3割が「何を手助けしてよいかがわからなかった」と回答している。

■手助けの経験（N=297 複数回答）



■困っている方等の手助けができなかつた理由（N=297 複数回答）



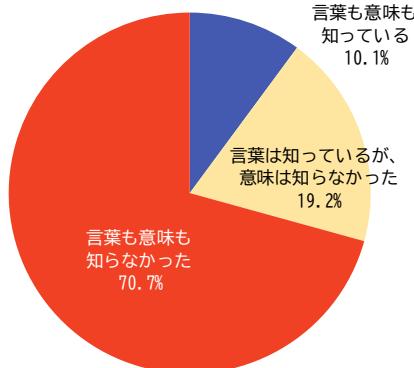
■心のバリアフリーを広げるために必要なこと（一部抜粋）（157件回答）

- ・地域の人が見る掲示板や街中に心のバリアフリーのポスターを貼る。
- ・Youtube の広告で流す。
- ・yahoo などでクイズを作ったり、有名な Youtuber に宣伝してもらう。
- ・「心のバリアフリー」という言葉をもっと広めていくためにこのアンケートをみんなでやる。
- ・心のバリアフリーの日を作る。
- ・もっと幅広い世代に「心のバリアフリー」という単語を理解してもらう必要がある。
- ・墨田区のホームページで知らせる。学校で広める。全校朝会で伝える。
- ・小学校・中学校など学生は授業等で言葉の意味を理解し、実技授業を通して日常でも行えるようにする。
- ・お年寄りの人や妊婦さんに席を譲る。
- ・自治体が取り組んでいるところをテレビなどで宣伝する。
- ・ヘルプマークを反射板や大きなサイズにして分かりやすくする。

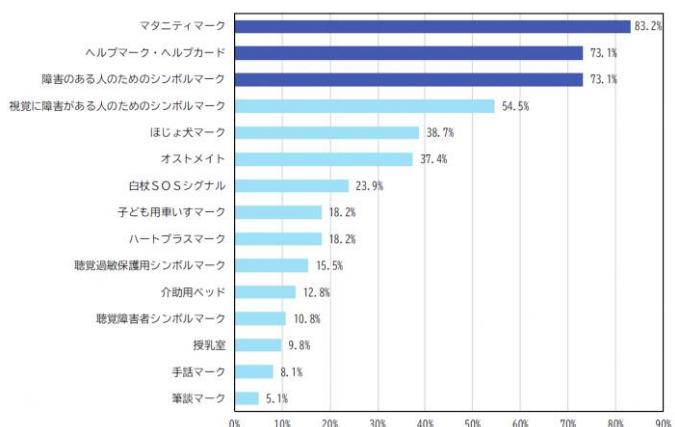
イ) 用語・マーク等の認知度について

- ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は約3割で、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約1割である。
- ・「マタニティマーク」「ヘルプマーク・ヘルプカード」「障害のある人のためのシンボルマーク」は認知度が7割を超えており、

■心のバリアフリーの用語の認知度（N=297）



■心のバリアフリーのサイン、マークの認知度（N=297 複数回答）



③乳幼児の保護者向けアンケート調査

| | |
|------|---|
| 目的 | 区内の施設等に対する評価、区の施策等に対する意見を把握するために実施 |
| 実施時期 | 令和6年10月中旬～11月上旬 |
| 調査方法 | 紙配布、紙・Web回収併用 |
| 調査対象 | 5歳以下の子どものいる保護者 |
| 回収結果 | 379件 厚生課（現：地域福祉課）所管事業等に関係が深い北部と南部の施設等を対象に実施 両国子育てひろば16名、文花子育てひろば23名、中川児童館12名、 江東橋児童館34名、興望館69名、すみだボランティアセンター10名、 私立保育園215名 |
| 主な設問 | ・回答者自身について ・区内の各箇所の利用について ・心のバリアフリーと区の施策について |
| 主な結果 | ・住まい周辺、駅周辺、バス停周辺の歩道や横断歩道に関する課題としては、「歩道を通行する自転車」と「歩道の幅や勾配」の回答が多い。 ・駅のエレベーター・エスカレーターの利用、バスのベビーカースペースや優先席の利用に対する評価が低い。 ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は約5割であり、区民アンケート調査結果（約6割）よりもやや低い。 ・約9割の保護者が「電車やバスで席を譲ってくれた」など、手助けをされた経験がある。 ・心のバリアフリーを広めるための取組として、「SNSを利用した情報発信」、「学校教育と連携した学習機会の創出」、「区や国・都などの取組の広報・情報発信」が多い。 |

【主な結果（抜粋）】

ア) 区内の各施設の利用について

- ・「駅周辺の道から駅のホームまでの移動」、「駅構内の案内標識」、「券売機」については「移動しやすい・わかりやすい・使いやすい」が約5割の一方で、「エレベーター・エスカレーター」は「使いにくい」が4割以上である。
- ・「バスの停留所や乗降」、「行先案内表示や放送」、「事前の情報収集のしやすさ」については「使いやすい・わかりやすい」が5割以上の方で、「ベビーカースペースや優先席の利用」は「使いにくい」が約5割である。

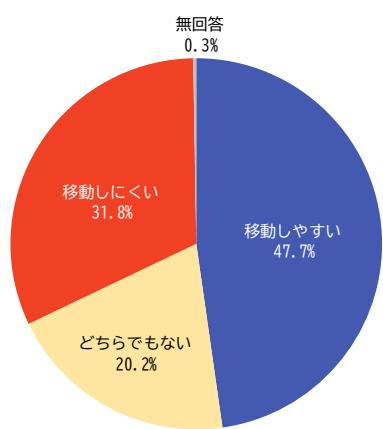
【鉄道駅】

■最もよく利用する駅 (N=377) ※無回答を除く

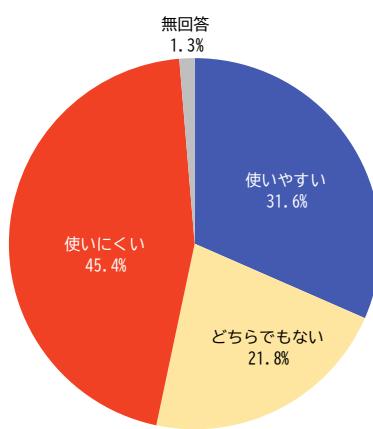
| 駅名 | 件数 | 割合 |
|----------------------------|----|-------|
| 両国駅（JR） | 15 | 4.0% |
| 両国駅（都営地下鉄） | 12 | 3.2% |
| 錦糸町駅（JR） | 40 | 10.6% |
| 錦糸町駅（東京メトロ） | 20 | 5.3% |
| 押上駅（都営地下鉄、京成電鉄、東武鉄道、東京メトロ） | 78 | 20.6% |
| 本所吾妻橋駅（都営地下鉄） | 25 | 6.6% |
| 菊川駅（都営地下鉄） | 22 | 5.8% |
| 八広駅（京成電鉄） | 8 | 2.1% |
| 曳舟駅（東武鉄道） | 59 | 15.6% |
| 京成曳舟駅（京成電鉄） | 32 | 8.4% |
| とうきょうスカイツリー駅（東武鉄道） | 3 | 0.8% |
| 東向島駅（東武鉄道） | 15 | 4.0% |
| 鐘ヶ淵駅（東武鉄道） | 8 | 2.1% |
| 小村井駅（東武鉄道） | 31 | 8.2% |
| 東あずま駅（東武鉄道） | 6 | 1.6% |

■駅周辺の使いやすさ・わかりやすさに対する評価 (N=379)

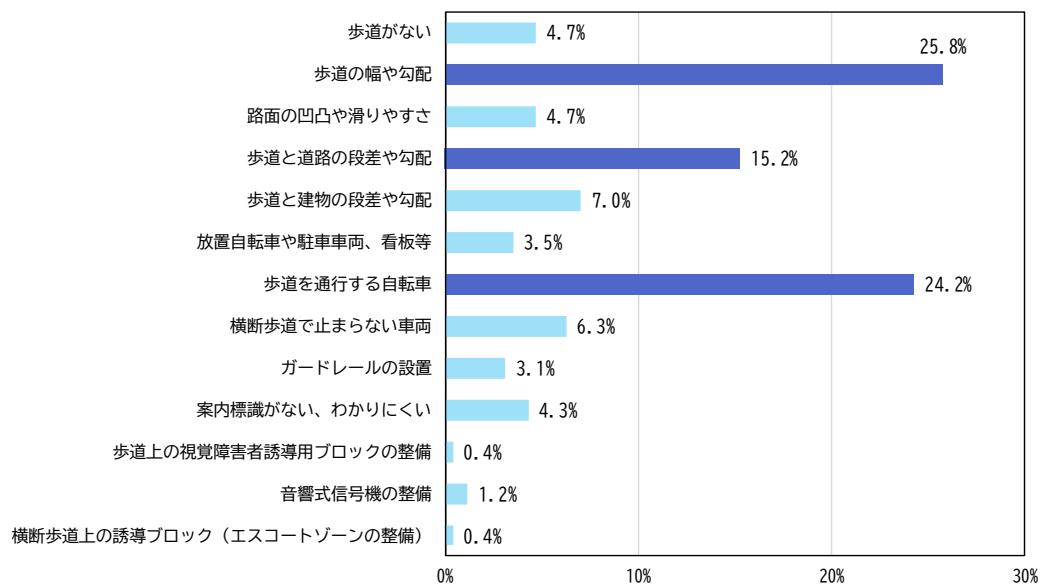
駅周辺の道から駅のホームまでの移動



エスカレーター・エレベーター



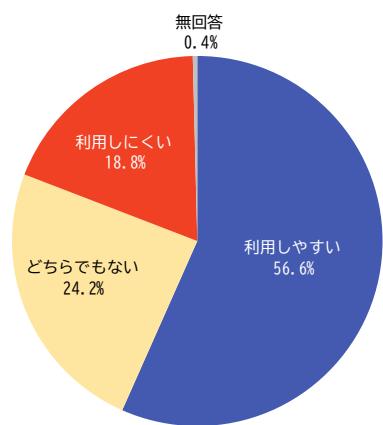
■駅周辺の歩行者空間について課題や気になること (N=256 複数回答、無回答を除く)



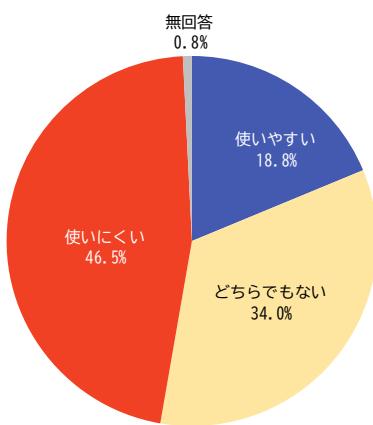
【バス停・バス車両】

■バスの停留所等に対する評価 (N=256) ※「路線バスは利用しない」と回答した方、無回答を除く

停留所や乗り換え



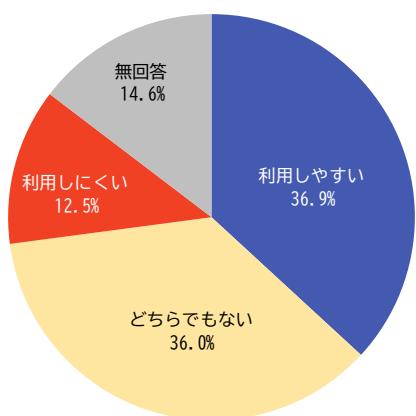
ベビーカースペースや優先席の利用



【タクシー】

■タクシーに対する評価 (N=369)

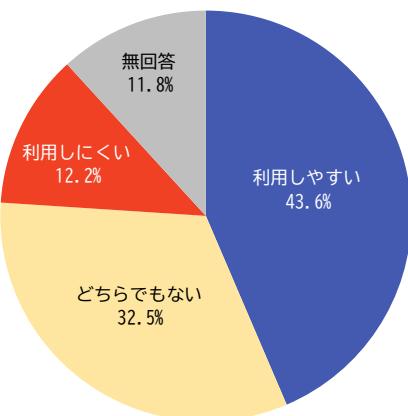
※「ほとんど利用しない」と回答した方、無回答を除く
バリアフリーの観点からの利用のしやすさ（合計）



【区立公園】

■区立公園に対する評価 (N=353)

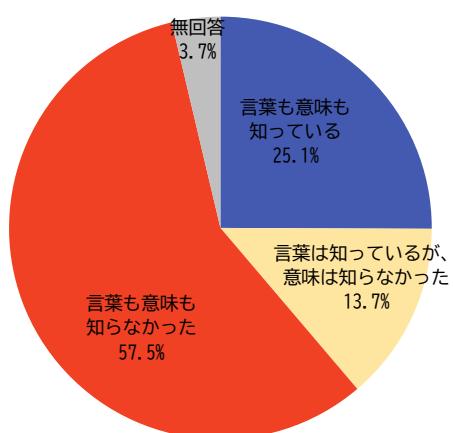
※「よく利用する公園」の無回答を除く
バリアフリーの観点からの利用のしやすさ（合計）



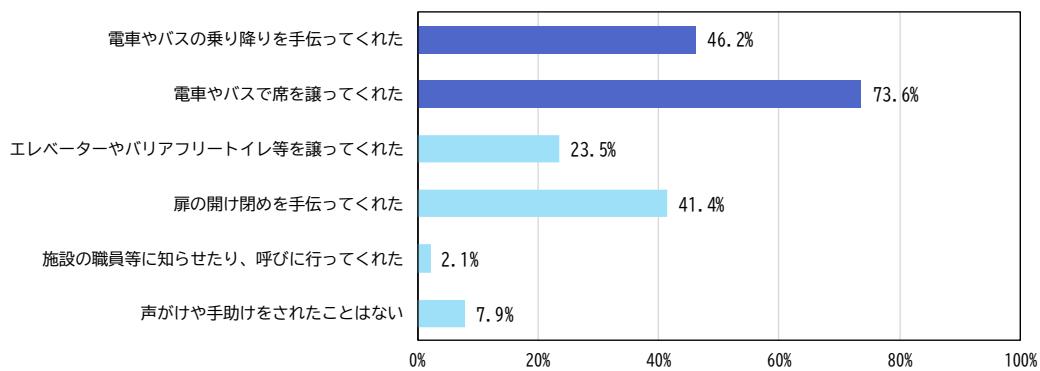
イ) 心のバリアフリーと区の施策について

- ・「心のバリアフリー」の用語の認知度は4割を超えているが、その内「言葉も意味も知っている」との回答は約3割である。
- ・交通機関や施設等の利用時に手助けされたことがあると回答した保護者は9割であり、特に「電車やバスで席を譲ってくれた」「電車やバスの乗り降りを手伝ってくれた」が多い。
- ・心のバリアフリーを広めるための取組として、区民アンケート調査結果より「SNSを利用した情報発信」と「学校教育と連携した学習機会の創出」が多い。
- ・区が行うべき役割として、「道路や公園、公共施設のバリアフリー化」、「事業者と連携した駅やバス、バス停などのバリアフリー化」が多い。

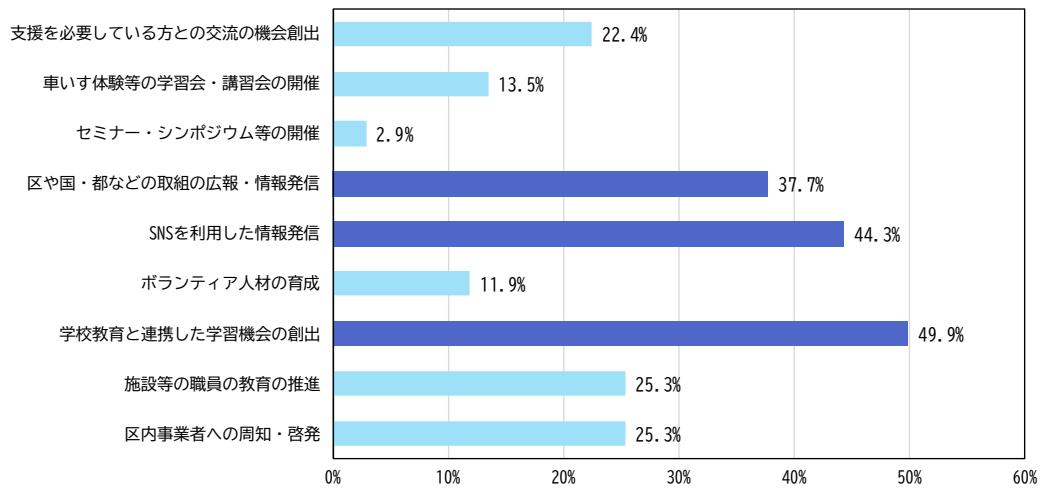
■心のバリアフリーの用語の認知度 (N=379)



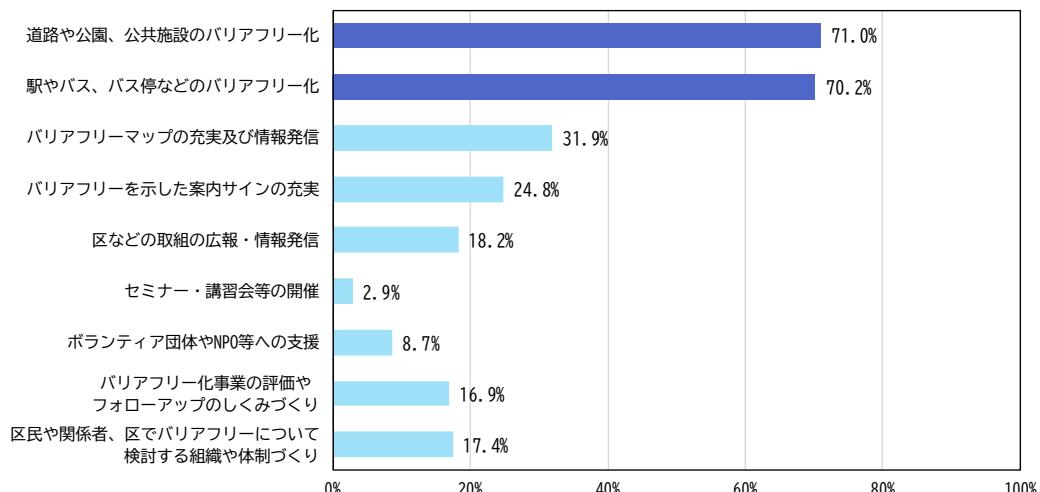
■交通機関や施設等の利用時に手助けされた経験（N=379 複数回答）



■心のバリアフリーを広める・理解を深めるために必要な取組（N=379 複数回答）



■区内のバリアフリー化を進めていく上で区が行うべき役割（N=379 複数回答）



6 まち歩き点検結果

①実施概要

| | |
|-------|---|
| 日時・天候 | 令和7年5月27日(火) 天候:曇り 【まち歩き】午後1時30分から午後2時30分まで 【意見交換】午後2時40分から午後3時45分まで |
| 点検経路 | 【A ルート】押上駅B3出口 → 押上駅前バス停(都営バス) → 四ツ目通り → 区道 → くるみ児童遊園 → すみだ保健子育て総合センター(区内循環バス停留所含む) 【B ルート】錦糸町駅北口 → 四ツ目通り → 錦糸公園 → ひがしんアリーナ → 四ツ目通り → 横川三丁目バス停(都営バス) → 区道 → すみだ保健子育て総合センター |
| 参加者 | 高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、手話通訳者、車いす利用者、介助者、ベビーカー利用者、区施設管理者等、公共交通施設管理者、警察、墨田区バリアフリー推進協議会会長、墨田区障害者団体連合会会長 |

②点検ルート及び点検ポイント



③主な意見

| 対象箇所 | 主な意見 | 写真 |
|--------------|--|---|
| ①押上駅バスロータリー | <p>【駅出入口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでも歩きやすい。[車いす] ・駅出口からバス停まで点字ブロックが繋がっている。 <p>【B3 出口エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターに障害者、車いす、ベビーカー優先の表示板が設置されている。 ・観光客はスーツケースで移動している方も多く、エレベーターに乗るのに順番待ちが多い。[ベビーカー] <p>【バスロータリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス到着時間が分かるのは良い。 ・バス停屋根があることで雨をしのぐことができる。[障害者] ・ベンチを置いてほしい。[高齢者] |   |
| ①錦糸町駅バスロータリー | <ul style="list-style-type: none"> ・バス停で行先別にどこに並べばよいかわからない。路面に表示（〇〇行など）があるとよい。[聴覚] ・路上にゴミが散乱しており、足をとられる危険性がある。 |  |
| ②②四ツ目通り | <p>【京成橋】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋が急で坂が車いすだときつい。[車いす] ・京成橋の傾斜が大きく、車いすだと大変だと思う。[障害者] ・京成橋付近のアップダウンの坂が転びやすい。歩道上に植木やコンテナがあり、歩きにくい。 <p>【地下鉄入口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路側から東京メトロ押上駅 B2 出口が確認しづらい。段差は解消されている。 <p>【錦糸町駅前交差点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックが連続していない箇所がある。 ・四ツ目通りに出る手前の道幅が急に狭くなっているので、すれ違うのには通りにくい。[車いす] ・交差点の歩道が狭く、信号待ちの歩行者が道路にあふれている。 ・歩車境界の段差が気になる。手動車いすでは大変だと思う。[車いす] <p>【歩道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭い。[車いす] ・歩道の傾斜が急なところがあり、危ない。[聴覚] ・四ツ目通りと蔵前橋通りの交差点を過ぎると歩道が狭くなり、交差しにくい。[車いす] ・自転車が通ると、車いすと入り乱れて歩道が狭く感じる。 ・無電柱化は歩道が広くなり、景観としても良い。 ・自転車が車道を走りやすくなっている（贊育会病院前）。 ・自転車が多い。 |    |
| ③押上バス停 | <ul style="list-style-type: none"> ・案内パネル等があり、バス停前の整備は良い。[高齢者] ・屋根、ベンチが整備されており、利用者が使いやすい。 ・歩道の有効幅員が少なく、歩行者が少し歩きにくい。 |  |

| 対象箇所 | 主な意見 | 写真 |
|------------------|--|---|
| ⑤横川三丁目バス停 | <ul style="list-style-type: none"> 案内表示が高い位置にあり、字が小さいのでわかりにくい。行先の表示が見えにくい。[車いす] 歩道が斜めになっており、車いすではバスへの乗車が難しい。[車いす] 屋根、ベンチがない。周辺のスペースは広いが、設置の基準はあるのか。 |  |
| ④⑥区道 | <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家の前の段差（切り下げ）が多い。[車いす] 歩道の傾斜が急なところがあり、危ない。[聴覚] 整備されていない歩道は段差もあり歩きにくい。 <p>【オリナス前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道が悪い。平らではなく斜めになっていて危ない。[車いす] 横断歩道に信号がない。自転車が多く、車も止まってくれない。道路側が平坦でない。 点字ブロックの形と歩車境界に差がある。ブロックの形を変更してもいいのではないか。 歩道に点字ブロックが片側しかない。 <p>【ゼロタッチ段差箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交差点の段差が少なく良い。区道で段差が少ないのはこの交差点1か所だけでも、他は段差があった。[車いす] 境界線段差が車いすでもスムーズである。[障害者] 歩道と車道の差で転んだことがある。ゼロタッチ段差は最高。[高齢者] 車道歩道の段差が平たくてベビーカーは動かしやすい。[ベビーカー] |  |
| ⑤くるみ児童遊園 | <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 充分に段差解消されている。案内板、トイレもわかりやすい。 <p>【バリアフリートイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリートイレが狭く、車いすで使用できない。[車いす] トイレが少し狭い。寝台がなく困る。利用者のため、大きくてまっすぐな寝台を作ってほしい。[聴覚] |  |
| ③錦糸公園 | <ul style="list-style-type: none"> 四ツ目通り側入口の車止めは、車いすで通る際、中央のポールがもう少し細いとスムーズに通れる。オリナス側の車止めのほうが通りやすい。[車いす] 車いす用の通路は、路面にマークが1か所しかないのでわかりにくい。入口や道中の数箇所に設置した方が良い。何箇所かあると、ここが車いすで通れる場所とわかるので、ありがたい。[車いす] ひがしんアリーナの周囲にある自動販売機は、段差があり車いすでは近づけないため買えない。下側にボタンの設置もない。[車いす] 点字ブロックの色がわかりにくい。 放置自転車の対応がされている。 園内の段差がほとんどなく、移動しやすい。 |  |
| ④ひがしんアリーナ | <p>【入口】</p> <ul style="list-style-type: none"> 扉の前後（屋内と屋外）で点字ブロックが離れすぎている。 点字ブロックをふさがないようにマットを敷いている。 入口の点字ブロックとマットがくっついているので、車いすだと点字ブロックの上を通過することになり動きにくい。[車いす] 点字案内板があるが、人で補うようになっているのか。 <p>【エレベーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターのかご内の表示（各階の案内）がわかりにくい。人がたくさん乗っていると見えなくなるため、かご内の壁では |  |

| 対象箇所 | 主な意見 | 写真 |
|-------------------------|---|---|
| | <p>なく、ドア上部にあると良い。[車いす]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かご内外ともに、エレベーターのボタンがわかりにくい。 ・2階のエレベーター前で、点字ブロックの幅と通行幅（ドア幅）が合っていない。ドアを両開きにするべき。 <p>【バリアフリートイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーシートの利用者を2階3階のトイレに誘導する表示がしてあるのは良い。 ・トイレ内で転回する時や鍵をかける時に、ベビーチェアと手を乾かす機械が邪魔になる。設置位置を少しずらしてほしい。[車いす] |   |
| ⑥⑦すみだ保健子育て総合センター | <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区巡回バスがコースを変更して保健センター前に停車するようになり、良かった。[障害者] ・建物前の広場に床板の高さの違うベンチが設置されており、利用しやすいと感じた。 ・入口に音声案内もあり、館内に段差がない。 ・筆談ができる。ソフト面のバリアフリーの対策がされている。 <p>【バリアフリートイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階に2か所にして欲しい。[車いす] ・ユニバーサルシートのピクトグラム*が間違っている。[車いす] ・トイレの音声が気になる。使用している時、早く出ろと言われている気がする。[車いす] ・ユニバーサルシートがついていて良い。 |   |

7 バリアフリーに関する基準等

バリアフリーに関する分野別の関連する基準・ガイドライン・条例等は以下のとおりです。

| 種別 | 項目 | 名称 | 所管 |
|----------|-----------------|--|---------|
| 移動等円滑化基準 | 公共交通 | 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準 | 国土交通省 |
| | 道路 | 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準） | |
| | | 移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準 | |
| | 公園 | 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準 (都市公園移動等円滑化基準) | |
| | 建築物 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）） | |
| | | 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準） | |
| | 交通安全 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準 | 国家公安委員会 |
| ガイドライン等 | 駐車場 | 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準） | 国土交通省 |
| | 公共交通 | 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン | 国土交通省 |
| | | 公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン | |
| | | 公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン | |
| | 道路 | 道路の移動等円滑化に関するガイドライン | |
| | 公園 | 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | |
| | 建築物 | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 | |
| 条例等 | 駐車場 | 車いす使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン | 東京都 |
| | 公共交通・道路・公園・建築物等 | 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル | |
| | | 都道における移動等円滑化の基準に関する条例 | |
| | 道路 | 墨田区道における移動等円滑化の基準に関する条例 | 墨田区 |
| | | 東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例 | 東京都 |
| | 公園 | 墨田区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例 | 墨田区 |
| | | 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例） | 東京都 |
| | 建築物 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 | 墨田区 |
| | | 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例 | 東京都 |
| | 交通安全 | 東京都駐車場条例 | |
| | | 障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン | |

8 用語解説

本文中に「*」で示した単語の説明を示しています。

| | | |
|--------|--|---|
| あ行 | 愛の手帳（東京都療育手帳） | 東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付する手帳。知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障害の程度によって、1度から4度に区分される。 |
| | エスコートゾーン | 道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。 |
| | 音響式信号機 | 信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置についている信号機のこと。 |
| か行 | 階段昇降機 | 階段の昇り降りが困難になった方が、機械の力で階段の昇り降りをする乗り物のこと。室内や屋外にガイドレールを設置し、そのガイドレールにそって備え付けたいすが駆動する。 |
| | 合理的配慮 | 障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。 |
| | 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。 |
| さ行 | 身体障害者手帳 | 身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、交付されるもの。障害の程度により、1級から7級に区分される（ただし、7級の障害が一つのみでは手帳の対象にはならない）。 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、障害の程度により1級から3級に区分される。 |
| な行 | ノンステップバス | 床面を35センチメートル程度まで下げて乗降口のステップ（階段）をなくしているバス車両のこと。 |
| は行 | バリアフリートイレ | 車いす使用者が使用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト用流しなどの多様な利用者に対応した設備を設けたトイレのこと。 |
| | ピクトグラム | 表現対象を視覚イメージとして抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したもの。 |
| 副籍交流事業 | 都立特別支援学校の小・中学校部に在籍する児童・生徒が居住する地域の学区域の区立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る事業のこと。 | |
| | ホームドア | プラットホーム縁端部に設けた壁とドアにより、プラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備のこと。プラットホームからの転落、列車との接触、線路内への侵入の防止に効果がある。 |
| や行 | ユニバーサルデザイン | 年齢・性別・能力・国籍等の違いに関わらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること。 |



(奥付)





ひと、つながる。
墨田区

(裏表紙)

